

鏡野町立鏡野中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月 改定

いじめに関する現状と課題

○本校では、いじめにつながるような人権意識の低い言動をとる生徒は少ない。課題は、携帯電話等のSNSへの書き込みに起因する生徒間トラブルが増加傾向にあることである。生徒の携帯電話等の所持率は年々増加傾向にあるが、その実態は十分に把握できていないのが現状である。現在生徒指導委員会を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組を今以上に推進するためには、教育相談等の分掌とも連携し学校全体で取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対応・対処のために校内研修を充実させることも必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

○いじめ対策委員会を設置する。委員会は生徒指導委員会のメンバーにスクールカウンセラーの参加も得て、より効果的ないじめ問題の解決が図れるようにする。携帯電話等によるSNSの普及にともない、情報モラルに関する生徒への教育や保護者への啓発及び協力を仰いでいく。

○学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは、人権を侵害する決して許されない行為である」ことの理解を促し、全ての生徒が安心して学習や学級活動に取り組めるように、学習規律や生活規律が定着する学校づくりを進める。

○教育相談コーディネーターとの連携を密にし、いじめの早期発見のためのアンケートを教育相談週間に合わせて実施するなどの工夫を図るとともに、得られた情報は教職員間での共有を図る。

<重点となる取組>

○心のアンケートや教育相談等による、いじめの早期発見、未然防止。

○生徒のインターネット利用状況を踏まえ、各学年で情報モラルに関する特設授業を計画、実施する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

○学校のいじめ防止基本方針をPTA総会等の場で説明し、学校の方針に対しての理解を求める。PTAの研修会や地区別懇談会等でいじめ問題に関する意見交換や協議の場を設定し、取組の推進を図る。
○学校評議委員会等と連携を図り、生徒の校外での情報提供を依頼し情報を共有し、いじめの早期発見に努める
○インターネット上におけるいじめ問題や携帯電話、スマートフォン等の正しい使用の仕方についての啓発のためPTA対象の講演会や研修会を実施する。
○学校通信やPTA通信にいじめ問題等の相談窓口や教育相談の窓口等の紹介を掲載し活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

○基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、実施、検証、修正の中心、いじめ相談窓口、いじめへの対応。

<対策委員会の開催時期>

○年3回（各学期1回）。

<対策委員会の内容伝達>

○委員会開催直後の職員会議で伝達・周知。緊急の場合は職員朝礼などで報告。（職員会議招集の場合もある）

<構成メンバー>

○校外
カウンセラー・教育委員会代表
学校評議員・SSW
○校内
校長・教頭・生徒指導担当・養護教諭
スクールカウンセラー

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

○岡山県教育委員会・鏡野町教育委員会

<連携の内容>

○ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフの派遣

<学校の窓口>

○教頭

<連携機関名>

○津山警察署・生活安全課

○津山児童相談所

<連携の内容>

○非行防止教室の開催や定期的な情報交換、連絡会議等の開催

<学校側の窓口>

○生徒指導主事

学校が実施する取組

| | |
|-------------|---|
| ① いじめの防止 | (1) 学び合い、認め合える学習環境と集団形成に努める。(学習規律・生活規律の確立) (2) 自己有用感や居場所づくりを育む機会の設定と集団づくりに努める。 (3) 生徒の自治的活動を大切にし、認め合う集団づくりに努める (4) 道徳の時間を中心に他を思いやる心の育成に努める。 (5) いじめ防止啓発に関する授業や活動を行う。 (6) 常にいじめ防止や人間関係づくりに留意した教育実践を心がけ・研修・研鑽に努める。 (7) 生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう、道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。 |
| | (1) 日頃の生徒理解・観察に心がける。 (2) 定期的な教育相談の実施や心のアンケート等による全校生徒の実態把握。 (3) 教職員間の情報交換を密にし、報告・相談・連絡を大切にする。 (4) けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。 (5) 保護者や生徒から相談を受けやすい環境をつくる。 |
| | (1) いじめの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりするなど、発覚事案に対して事実関係の確認を行う。 (2) 発覚事案に対処するために、いじめ対策委員会を開催する。 (3) いじめがあったと確認された場合は、被害生徒を守る観点から、本人及び保護者と相談して早期の安全な生活回復に努める。 (4) いじめた生徒に対して、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 (5) いじめ対策委員会では、教職員間の情報共有のもと、再発防止に向けての組織的な対応、指導を立案する。 (6) 再発防止に向けた意図的・計画的な指導・活動を展開する。 (7) ネットいじめや犯罪行為等の重大な事案の場合は積極的に関係機関との連携を密にして対応する。 (8) いじめ解消の定義 ①いじめに係る行為が止んでいること 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月続いている。 ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと 被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |